

お 知 ら せ

和歌山都市計画道路事業3・4・13号貴志琴ノ浦線を次のとおり施行します。なお、これに伴い事業地内の土地建物等有償で施行者以外の者に譲り渡す場合には5～7に掲げる制度があります。

1 都市計画事業の種類および名称

和歌山都市計画道路事業3・4・13号貴志琴ノ浦線

2 施行者の名称

国土交通大臣

3 事務所の所在地

国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 和歌山県和歌山市西汀丁16

4 事業地の所在

和歌山県和歌山市和歌浦東一丁目、二丁目及び四丁目、和歌浦西一丁目、和歌浦中一丁目、二丁目及び三丁目地内

5 譲渡予定対価の額等の届出

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとされる場合には次に掲げる事項を施行者に届け出なければなりません。(届出書の様式については下記事務所でお尋ねください。)

(1) 譲渡の予定対価の額 (予定対価が金銭以外のものであるときはこれを時価を基準として金額に見積もった額)

(2) 譲渡の相手方 住所 氏名

6 届出先

和歌山県和歌山市西汀丁16 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長

連絡先

和歌山県和歌山市西汀丁16 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 道路管理第二課

7 売買の成立

届出のあった日から30日以内に施行者が届出した者に対し当該土地建物等を買取る旨の通知をしたときは施行者と届出した者との間に予定対価の額に相当する代金で売買したものとみなされます。

8 建築等の制限について

事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、和歌山市長の許可を受けなければなりません。

9 事業地の範囲

事業地の詳細については本事業に関する図面を和歌山市都市建設局道路河川部道路政策課において縦覧しております。

10 5に掲げる届出をしないで事業地内の土地建物等を有償で譲渡した者は、50万円以下の過料に処せられることが都市計画法第95条に定められておりますので特に注意してください。

なお疑問の点がある場合は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 道路管理第二課 [〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16
Tel 073(402)0270(直通)]にお尋ねください。

関係者各位

皆様のご協力を得て国土交通大臣が施行している和歌山都市計画道路事業3・4・13号貴志琴ノ浦線は、令和2年3月30日付けで都市計画法による事業の承認の告示がなされました。本事業のような都市計画事業では、この告示をもって土地収用法第26条第1項の規定による事業の認定の告示とみなされ、事業施行期間内はこの告示の日から満1年を経過するごとに事業の認定の告示が新たになされたものとみなされます。したがって本事業においては、上記土地収用法上の事業認定の告示があったものとみなされる日（以下「告示の時」という。）以後下記の土地については次のような土地収用法上の効果が発生していますのでご注意ください。

記

1. 土地代金等土地に関する補償金は、この告示の時における土地の価格を基準として算定いたします。
2. この告示の時以後、土地またはその土地にある物件に新たな権利を取得されても、既存の権利を承継された場合を除き補償を受けることができません。
3. この告示の時以後、和歌山県知事の承認を受けないで土地の形質を変更されたり工作物の新築増改築等をされても、それについて補償されません。
4. この告示の時から土地に関して所有権その他の権利をもっておられる方は、国土交通大臣に対して土地収用法の裁決を申請するよう請求することができます。

なお、これらの方が裁決申請の請求をなされた時または国土交通大臣が既に裁決申請をしている時は、自己の権利に対する補償金を支払うよう国土交通大臣に請求できます。

5. 上記の裁決申請がなされた土地から早く物件を移転したい方は、和歌山県収用委員会に対して明渡裁決を行うよう申し立てることができます。

なお、この事業に関する関係図書は、和歌山市都市建設局道路河川部道路政策課で縦覧しておりますからご覧になって自分の土地が事業用地に含まれているかどうか確認してください。その他詳しいことは国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 用地課にお尋ねください。

この事業に関する事務は、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 用地課 [〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16 TEL 073(402)0262 (直通)] で担当しています。